

## 新たな知財エンフォースメント強化法案(HR5921)が下院へ上程される

2006年8月7日  
JETRO NY 澤井、中山

7月27日、センセンブレナー下院司法委員長(共、ウィスコンシン州)はコーブル同委員(共、ノースカロライナ州)及びスミス同委員会裁判所・インターネット・知的財産小委員長(共、テキサス州)の連名により、知的財産エンフォースメント刑事罰強化法案とも称すべき「Intellectual Property Enhanced Criminal Enforcement Act of 2006」を下院へ提出した(HR5921 法案)<sup>1</sup>。

同法案は、知的財産犯罪に対する適切な刑事手続の遂行をはじめ、知的財産権保護の更なる強化を目的として、ゴンザレス司法長官のもとで検討されてきた改正法案<sup>2</sup>をベースとしたもの。主には、著作権法の改正、模倣・海賊行為に対する刑事罰規定の強化、法務省・連邦捜査局(FBI)の機能強化等を含む包括的な法案となっている。なお、同法案は同日付で司法委員会へ付託されている。

HR5921 法案の主な内容は次の通り。

刑事訴追手続を容易にするために、著作権法における訴訟の前提としての米国著作権局への登録要件を民事事件のみの適用に限定する(§2)。  
著作権侵害の構成要件として、未遂行為も処罰の対象に含める(§5)。  
著作権法の頒布権侵害行為に「輸出行為」を含める(§6)。  
権利侵害を構成する要件としての「traffic」の定義を明確化する(§7~9)。  
模倣品、海賊版等による知的財産権侵害に対する量刑を現行の二倍程度に引き上げる等、各犯罪に対する刑事罰を強化する(§11~15)。  
知的財産の侵害物品、侵害に寄与した財産の没収・廃棄・原状回復に関する規定を統一する(§16)。  
知的財産に関する刑事捜査を改善するために司法省、FBIの機能及びリソースの強化を図る(§17、18)。

(了)

<sup>1</sup> [http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109\\_cong\\_bills&docid=f:h5921ih.txt.pdf](http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_bills&docid=f:h5921ih.txt.pdf)

<sup>2</sup> 米国知的財産権者協会(IPO)は同ホームページ上で、05年11月12日に司法省から両院へ提出された司法省の改正提案を公表している(以下のURL参照)。

[http://www.ipo.org/Template.cfm?Section=Bills\\_and\\_Other\\_Documents&CONTENTID=22991&TEMPLATE=/ContentManagement/ContentDisplay.cfm](http://www.ipo.org/Template.cfm?Section=Bills_and_Other_Documents&CONTENTID=22991&TEMPLATE=/ContentManagement/ContentDisplay.cfm)